

令和4年度京都府相談支援従事者現任研修 開催要綱

1 趣 旨 委託及び指定相談支援事業所において相談支援専門員としてケアマネジメント業務に従事しており、一定の経験を有する者を対象として、障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育等のサービスの総合的かつ適切な利用支援を行うための援助技術、支援方法等の資質向上を図ることを目的として開催する。

2 主 催 京都府

3 研修実施機関 (福)京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 定 員 250名

※定員を超える申込みがあった場合は、資格取得年度や更新期限等を考慮して、受講者の調整を行うことがあります。

5 日程及び会場 (4日間)

	日程	科 目(予定)	会場
1 目 講 義	7月上旬～7月下旬 約7時間の動画を視聴後、課題提出 ※詳細については受講決定の際にお知らせします。	・障害福祉の動向 ・相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開 ・人材育成の手法	オンデマンド (指定期間中に各自で視聴することができます。)
2 目 演 習	8月29日(月) 9:30～16:30	・個別相談支援とケアマネジメント	みやこめっせ 1階第2展示場 D面
3 目	8月30日(火) 9:30～16:30	・チームアプローチ	
4 目	8月31日(水) 9:30～17:00	・地域をつくる相談支援	

※研修プログラムは変更する場合があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、研修日程は変更、延期又は中止する場合がありますので御了承ください。

※一部のオンデマンドにつきまして、今年度は「3つの密」を回避する目的からインターネットによる動画配信を予定しています。視聴環境がない方はその他の受講方法を検討いたしますので、受講申込フォームの「オンデマンド講義視聴環境」欄について御回答ください。なお、オンデマンド講義の受講後に各自で課題に取り組んでいただき、その提出内容をもって受講確認・修了認定を行います。

※研修修了には全日程、全科目及び全時間への参加が必要です。一部でも参加ができなくなった場合は以後の研修受講を認めません。また、その場合においても資料代の返金はできません。

※講義・演習の詳細については受講決定通知でお知らせします。

6 受講対象者

次に掲げる要件①及び要件②をいずれも満たす者を、受講対象とします。

要件①【受講要件】

相談支援従事者初任者研修を修了し、相談支援専門員の資格を取得した者のうち、資格の有効期限内であり、以下の(1)又は(2)に該当する者。

- (1) 委託及び指定相談支援事業所において、相談支援専門員として配置されている者(ケアマネジメント業務を行っている者)
- (2) 相談支援事業を今後実施する具体的な予定のある居宅介護事業所や重度訪問介護事業所等に所属する者

要件②【実務経験要件】

令和2年度の制度改正(別紙1参照)により、現任研修の受講に当たっては、以下の実務経験要件を満たすことが必要となります。

ただし、経過措置の対象となる方は実務経験が不問となります。(詳しくは(注1)を御確認ください。)

<初任者研修修了後、初回の現任研修受講者> ⇒(ア)

(ア)指定相談支援事業所等において、受講開始前の過去5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験(注2)があること

<初任者研修修了後、2回目以降の現任研修受講者> ⇒(ア)又は(イ)

(ア)指定相談支援事業所等において、受講開始前の過去5年間に通算2年以上の相談支援の実務経験(注2)があること

(イ)現に相談支援業務に従事していること

(注1) 実務経験要件に係る経過措置について

平成27年度～令和元年度に相談支援従事者現任研修、相談支援従事者主任研修又は相談支援従事者初任者研修を修了された方のうち、令和2年度以降に初めて現任研修を受講される方については、

要件②実務経験要件は不問となります。

(注2) 相談支援の実務経験について

相談支援とは、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務が該当します。

<相談支援専門員の資格取得、更新及び再取得について>

○取得…京都府の場合、相談支援従事者初任者研修の3日コース*及び演習コース又は8日コース(令和元年度までの旧カリキュラムに基づく研修においては6日コース)を修了し、相談支援専門員になるための要件を満たした者。

*3日コースのみの修了では、相談支援専門員になることはできません。

○更新…資格取得年度の翌年度を初年度とする5年度毎の各年度末日までに、相談支援従事者現任研修を修了しなければ、資格が失効します。現任研修の受講年度についての詳細は別紙2を御確認ください。

なお、相談支援従事者主任研修を修了した場合も、資格を更新することができます。

○再取得…資格失効後、新たに相談支援専門員の資格取得を希望する場合は、再度、相談支援従事者初任者研修を受講する必要があります。

7 資料代 4,000円

※受講料納入後は、返金には応じられませんので、あらかじめ御了承ください。

8 受講申込み方法

(1) 令和4年5月27日(金)17:00までに、下記 URL 又は右記二次元コードからお申し込みください。

(URL)

<https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/f886dac4bc4c3180951909f1a6056d325250669f378449b666d5f83816559052>



- ・申込みの際は、①相談支援従事者初任者研修の修了証書及び②過去に相談支援従事者現任研修を受講済みの場合は直近の現任研修の修了証書を、写真又はPDFデータで添付してください。
- ・インターネットでの申込みが難しい場合は、京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。
- ・なお、事前に受講申込フォームの「受講配慮について」欄への入力がない場合は、受講に際し必要な配慮・対応ができない場合がありますので御注意ください。

(2)申込み完了後、登録メールアドレス宛てに自動返信メールが送信されますので、受信の確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センターまで御連絡ください。申込みに関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対応いたしますので御留意ください。

(3)受講申込フォームには入力漏れや誤字・脱字のないように、全ての項目を入力してください。また、入力方法や留意点については別紙3を参照してください。

事業所について

- ①法人格 ②法人名 ③事業所名 ④担当者氏名 ⑤電話番号 ⑥FAX番号 ⑦郵便番号 ⑧所在地
⑨研修受講に関する同意及び申込み内容についての証明(責任者本人が自身の氏名を入力)

受講申込者について

- ①氏 ②名 ③ふりがな ④生年月日 ⑤相談支援従事者(初任者)研修修了年度
⑥初任者研修の修了番号(6日・8日・演習コースのいずれか)
⑦初任者研修修了証書の添付 ⑧直近の相談支援従事者(現任)研修修了年度
⑨直近の現任研修の修了番号 ⑩直近の現任研修の修了証書の添付

⑪本開催要綱6に掲げる要件①について ⑫要件②について

- ⑬受講開始前の過去5年間における相談支援の実務経験(〇年〇か月)
⑭オンデマンド講義視聴環境 ⑮(地域)自立支援協議会の活動について ⑯受講配慮について

9 受講決定通知

- ・受講の可否については、**令和4年6月30日(木)**までに所属事業所宛てに御案内いたします。上記期日を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急京都府福祉人材・研修センター(TEL:075-252-6296)まで御連絡ください。
- ・定員を超える申込みがあった場合は、資格取得年度や更新期限等を考慮して、受講者の調整を行うことがあります。

10 修了証書

- ・研修修了が認定された方には、研修最終日に京都府から修了証書が交付されます。
- ・研修修了のためには全日程、全科目及び全時間への参加が必要です。原則として、欠席はもちろん、早退・遅刻や長時間の途中離席がある場合は修了認定ができません。また、主催者及び研修実施機関において受講態度が不良であると判断した場合も修了認定ができません。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。
- ・本研修を複数年度にわたって履修することは認めておりません。単年度で全日程を受講する必要があります。

11 事前課題

- ・研修1日目(オンデマンド講義)に示される事前課題(2~4日目の演習課題)に取り組んでいただきます。詳細については受講決定の際にお知らせします。なお、指定する日時までに課題を提出できない場合は、修了の認定ができません。
- ・演習は、作成した事前課題に基づいて実施しますので、研修当日に事前課題を持参いただけなかった場合は、演習に参加できないことがあります。

12 その他

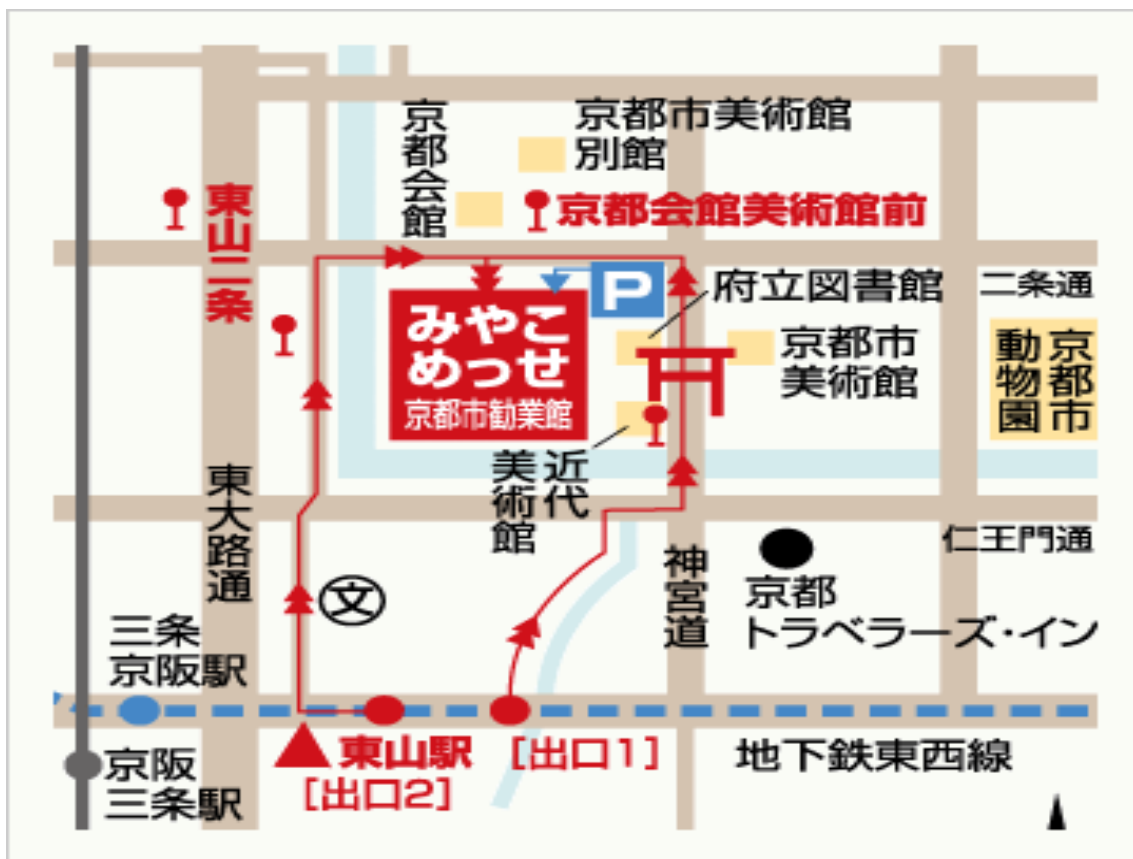
(1)感染症拡大防止対策について

- ・研修実施に当たっては新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めます。(マスク・フェイスシールド着用の徹底、会場での検温、アルコール消毒の実施、学習環境の整備等)
- ・開催時期の状況に応じて、受講者・事業所の皆様に対して事前に感染症拡大防止対策に関する御案内をいたします。
- ・演習当日に体調の優れない方は、受講をお控えください。なお、研修会場で著しく体調の不良が見られる方には事務局から受講をお断りする場合がありますので、同意の上、受講申込フォームの「研修受講に関する同意」欄に御回答ください。入力漏れがある場合、申込みを受け付けることはできません。

(2)個人情報の取扱いについて

- ・受講申込フォームに記載された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、各市町村に対して申込みや修了可否の状況等を通知しますので御了承ください。

【会場地図】みやこめっせ



<研修に関するお問合せ先>

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る ハートピア京都B1F
京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター研修課
TEL:075-252-6296 / FAX:075-252-6312